

令和3年度 税制改正に関する要望

令和 2 年 9 月 18 日

一般社団法人 全国建設業協会

令和3年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度公共事業関係費は、大幅に増額された前年度並みの予算が計上され「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の関連事業費も盛り込まれました。

しかし、一方で地域建設業の景況感は、悪い傾向が続いております。これは、大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差が依然として拡大化しており、地域のインフラ整備や維持管理等を担うべき地域建設業は、厳しい経営環境に置かれているためです。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に伴い、民間発注工事の冷え込み、財源不足による公共工事の停滞等が懸念されます。このため、経営基盤が脆弱な地域建設業者は危機的状況に陥る可能性が大いにあると考えられます。

地域建設業は、地域の雇用と経済をささえるとともに、社会資本整備の担い手であり、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手です。前年度は、令和元年房総半島台風による暴風、令和元年東日本台風による豪雨等、全国各地で大規模な自然災害が相次いだため、被害を最小限に抑えるための応急復旧や復興に努め、各地域において大きな社会的使命を果たしました。

地域建設業が今後も社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を含め、本会の総意により、

- ・租税特別措置等の創設・延長・改善要望
- ・運用、手続等の改善要望
- ・建設業における税制上の課題

につき、令和3年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 中小法人における法人税率の軽減税率の延長 1
2. 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制）の延長等 1
3. 中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の延長等 2
4. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長 2
5. 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る
特別措置の創設 3
6. 軽油引取税の課税免除措置の延長 3
7. 中小企業が試験研究開発を行った場合の上乗せ税額控除の延長 3
8. 相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として
譲渡した者に対する利子税免除措置の延長 4
9. 東日本大震災により被害を受けられた方が作成する建設工事
の請負に関する契約書に係る印紙税の課税免除措置の延長 4

II 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び
事業税における「事務所・事業所」からの除外 5

III 建設業における税制上の課題

1. 工事契約に係る印紙税の取扱い 6

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 中小法人における法人税率の軽減税率の延長

建設業は、経営基盤が脆弱な中小建設業が大半を占めている。中小建設企業は、厳しい経営環境下にあっても、地域の安全・安心を守るための投資や、雇用の維持や賃上げに取り組んでいる。中小建設企業の経営基盤を強化するための原資は何よりも社内留保であり、それを高めていくために、法人税率の軽減税率の延長をお願いしたい。

2. 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制）の延長等

労働力人口が減少していく中、建設業においては、国土強靱化を推進するための防災・減災対策やインフラの長寿命化等に対応するため、担い手確保・育成が喫緊の課題であり、官民挙げてこの課題に取り組んでいるところである。

地域の中小建設企業においても、地域の安全・安心の守り手としての役割を果たしていくために、この課題に取り組んでいるところではあるが、依然として余裕のある経営状況ではない。

このため、地域の中小建設企業が積極的に、担い手の確保・育成に取り組めるよう、雇用者給与等が増額した場合の税額控除の延長をお願いしたい。

また、さらなる利用の促進を図るため、例えば上乗せ措置要件の「教育訓練費が前年度よりも10%以上増加」について10%の増加率を引き下げる等、適用要件を緩和していただくとともに、税額控除の上限率を引き上げていただきたい。

3. 中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の延長等

建設業は、人手不足を補うために生産性向上を目的として、ICT 建機、ドローン、BIM/CIM 等の ICT 技術の導入による、建設生産プロセス全体を通じた生産性向上を図る取組が進められているが、これらの導入には多額の設備投資が必要である。また、新型コロナウイルス感染症の影響が見通せないため、テレワーク等のための設備投資も必要である。そのため、中小企業者等が設備投資等を行った場合に即時償却等ができる措置（中小企業経営強化税制）及び中小企業者等の機械装置等購入時の特別償却等ができる措置（中小企業投資促進税制）の延長をお願いしたい。

加えて、これらの措置の取得金額の引き下げや、税額控除率の引き上げ等の軽減措置の拡大をしていただきたい。

さらに、利用の促進を図るため、中小企業経営強化税制について、新しい設備は生産性向上や収益力強化等に資することが当然であることから、A、B、C 類型ともに、主務大臣への「経営力向上計画」の申請を省略する等の手続の簡素化をお願いしたい。また、B 類型の活用時に経済産業局へ申請する「経営力向上設備等が事業者の事業改善に資することの説明」に必要な投資収益率を算出するための資料作成に係る事務負担が大きいと、内容の簡素化をしていただきたい。

4. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長

昨今、激甚化・頻発化する災害により、尊い国民の生命と財産に甚大な被害が発生している。また、今後予想される大規模水害や巨大地震から、国民の生命と財産を守り、地域の守り手として社会的使命を果たすために、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、中断しても可能な限り短い期間で復旧さなければならぬ。そのためには、自家発電機等の事業継続に資する設備が不可欠であるため、中小企業防災・減災投資促進税制の延長をお願いしたい。

5. 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る特別措置の創設

建設キャリアアップシステムでは、建設技能者の所有資格や、就業履歴等の情報を蓄積することで、建設技能者の能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、建設業の担い手を確保しようとしている。当該システムの普及を図るために、導入に必要なPC、カードリーダー等の設備投資及びシステム登録料について、税額控除等による特別措置の創設をお願いしたい。

6. 軽油引取税の課税免除措置の延長

災害復興や、インフラ整備、円滑に工事を施工し将来にわたる品質や安全を確保するために、とび・土工事業者が果たす役割は極めて大きい。経営基盤が脆弱なとび・土工事業者が引き続き事業を営んでいくために、軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除を延長していただきたい。

7. 中小企業が試験研究開発を行った場合の上乗せ税額控除の延長

中小建設企業が、生産性向上や働き方改革を進めるためには、研究開発によるICT技術の導入等が必要であるが、中小建設企業は、経営基盤が脆弱であるため、研究開発費への投資が厳しい状況にある。

中小建設企業の積極的な研究開発を促すために、研究開発費の上乗せ税額控除の延長をお願いしたい。

8. 相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税免除措置の延長

災害復興の加速、国土強靱化に資する緊急輸送道路の再構築等の各種公共事業を推進する大前提となる迅速かつ円滑な用地取得を図るため、相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業の用に供するために譲渡した者について、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する特別措置の延長をお願いしたい。

9. 東日本大震災により被害を受けられた方が作成する建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の課税免除措置の延長

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、尊い国民の生命と財産に甚大な被害が発生した。東日本大震災の被害者が滅失等した建物の代替建物を取得する場合等に作成する建設工事請負に関する契約書における印紙税については、課税免除になる特別措置が創設されたが、令和 2 年度末に適用期限が到来する。

しかし、昨今の激甚化・頻発化する災害、新型コロナウイルス感染症の影響による復興完遂の延伸等により、現在も復旧を要する建物が多くある状況であり、東日本大震災による避難者数は、令和 2 年 4 月 9 日時点で約 4 万 4 千人にのぼる。このことから、今後も本特別措置の必要性が見込まれるため、延長をお願いしたい。

Ⅱ 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

建設現場における仮設現場事務所は、常設的な店舗、事務所、工場と異なり、建設現場ごとに工事期間内に一時的かつ随時設置される仮設事務所であり、かつ非常に多くの建設現場で設置されている。これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べて建設業に著しく不利な税制となっている。また、自治体により運用解釈があいまいで、平等性に欠けることから、建設現場における仮設現場事務所については、課税対象の除外をお願いしたい。特に、設置期間が2年以内の仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。

Ⅲ 建設業における税制上の課題

1. 工事契約に係る印紙税の取扱い

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものである。しかし、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっている。

また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は非課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書が課税されていないことから、国際競争力を確保する観点からも、工事請負契約書に係る印紙税の撤廃をお願いしたい。